

5佐教学第623号
令和5年10月17日

佐久市いじめ問題対策連絡協議会
会長 藤森 裕治 様

佐久市教育委員会



いじめの防止等のための対策の推進について（諮問）

佐久市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱第2条の規定に基づき、下記の事項について貴協議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進並びにいじめの防止等のための対策について

2 諮問理由

本市は、平成26年度に「佐久市いじめ防止等のための基本的な方針」を策定し、本市におけるいじめ防止等対策の基本的方向を示すとともに、佐久市不登校等対策連絡協議会において、いじめの防止等のための対策を組織的に検討してまいりました。

しかしながら、いじめ問題はインターネットなどの発達により、より複雑化、多様化しており、全国的に見ても学校における対応が困難な事例も出てきております。

そこで、この度、いじめ問題に関する協議を専門的に行う、貴会を設置することとし、佐久市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱第2条の規定に基づき意見を求めるものです。